

### 第3 避難設備

- 1 給油取扱所の2階部分を規則第25条の4第1項第2号に掲げる店舗、飲食店、又は展示場の用途に用いる建築物には、当該建築物の2階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる避難口である出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。(H1.3.3 消防危第15号通知)
- 2 屋内給油取扱所のうち規則第25条の9第1号イの規定に係る給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口が設けられ、かつ、壁等により区画された事務所等を有するものにあつては、当該事務所等の出入口、避難口並びに当該避難口に通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。  
(H1.3.3 消防危第15号通知)
- 3 誘導灯の設置については、次によること。(H1.3.3 消防危第15号通知)
  - (1) 避難口及び避難口に通ずる出入口の誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。
  - (2) 誘導灯は、A級、B級又はC級のものとすること。
  - (3) 非常電源は、20分作動できる容量以上のものであること。
- 4 製造所等における避難設備の設置基準については、別添1「製造所等別の避難設備の設置基準」によること。

【別添1】製造所等別の避難設備の設置基準

避難設備（誘導灯）の設置区分

製造所等の区分	施設規模等	誘導灯設置場所
給油取扱所	2階を店舗、飲食、展示場の用途に供するもの	① 2階から敷地外へ通じる出入口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
	一方開放の屋内給油取扱所で、敷地外に直接通じる避難口が設けられ、壁等で区画された事務所等を有するもの	① 事務所等の出入口、避難口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
上記以外	設置義務なし	